被災者生活再建支援金について

【支援対象】　住家が半壊以上の被害を受けた世帯

※一部市町では、基礎支援金の上乗せや準半壊・一部損壊世帯への補助も実施しています

【支援内容】　① 基礎支援金：　住家の被害程度に応じて支援金を支給

最大　１００万円

② 加算支援金：　住家の再建方法に応じて支援金を支給

【建設・購入】　最大　２００万円

【補　　修】　最大　１００万円

【賃　　借】（公営住宅を除く）　**最大　　５０万円**

区　分	基礎支援金	加算支援金		合　計	
全壊(損害割合50%以上) 半壊解体 、敷地被害解体 長期避難世帯	100万円	建設･購入	200万円	300万円	（上乗せ）
		補修	100万円	200万円	
		賃借	50万円	150万円	
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設･購入	200万円	250万円	
		補修	100万円	150万円	
		賃借	50万円	100万円	
中規模半壊 (損害割合30%台)	―	建設･購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		賃借	25万円	25万円	
半壊 (損害割合20%台)	―	建設･購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		賃借	25万円	25万円	
準半壊（損害割合10%台）	（市町独自）				
一部損壊（損害割合10%未満）					

国制度：　県単制度：　市町独自制度：

※　１人世帯は、記載額の３／４の支給となります

※　加算支援金は、自己負担がある場合に対象となります。

※　「大規模半壊」「中規模半壊」及び「半壊」の住家を解体した場合は、「半壊解体」として申請・受給が可能です（罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象となりません）。
なお、既に支援金を受給後に、「半壊解体」となった場合は、差額の申請・受給が可能となりますので、詳細はお住まいの市町担当課にお問い合わせください。

【申請期間】

令和６年能登半島地震　① 基礎支援金　令和９年２月１日（月）まで(能登町)
令和９年８月２日（月）まで(かほく市、志賀町)
令和10年１月31日（月）まで
（七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町、穴水町）

② 加算支援金　令和９年２月１日（月）まで
（白山市、能美市、野々市市、川北町）
令和10年１月31日（月）まで
（白山市、能美市、野々市市、川北町を除く１５市町）

※上記以外の市町については、既に申請期間が終了しています。

令和６年奥能登豪雨　① 基礎支援金　全ての市町で申請期間は終了しました
② 加算支援金　令和９年10月20日（水）まで

【申請書類】

申請書類		全壊世帯	解体世帯		長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯	半壊世帯
			半壊解体世帯	敷地被害解体世帯				
基礎支援金 （中規模半壊、半壊世帯の場合は、加算支援金）	罹災証明書	○	○	○	※	○	○	○
	長期避難世帯証明書				○			
	住民票の写し	○	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○	○
	解体証明書 又は 滅失登記簿謄本		○	○	※			
	敷地被害証明書類			○	※			
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○※	○	○	○

※ 長期避難世帯の認定期間中は、認定地域を再建先とした加算支援金の申請はできません。長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、長期避難世帯の被害区分ではなく、元の住宅の被害程度に応じて判断されます。

※ 住民票が同一の世帯であっても生計を別にしている場合は、別に契約されている公共料金（電気、水道等）の明細書を提出することで、それぞれ別世帯として申請・受給が可能となります。

※ 被災住宅に住民票を有しないまま居住していた場合でも、生活実態を確認できる証明書類（公共料金の明細書や、自治会長または民生委員による居住証明書等）を提出することで、申請・受給が可能となります。

【お問い合わせ・申請先】　被災された住家のある市町の窓口

※郵送、代理申請も可能です

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	生活支援課	076-220-2292	
七尾市	七尾市総合支援窓口	0570-200-491	市独自の支援金等を支給
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8052	市独自の支援金等を支給
輪島市	被災者生活再建支援課	0768-23-4871	
珠洲市	危機管理室	0768-82-7725	
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	市独自の支援金等を支給
羽咋市	災害復興推進室	0767-22-7156	市独自の支援金等を支給
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124	市独自の支援金等を支給
白山市	危機管理課	076-274-9536	
能美市	福祉課	0761-58-2230	
野々市市	総務課 福祉総務課	076-227-6051 076-227-6061	
川北町	総務課	076-277-1111	
津幡町	総務課	076-288-2120	町独自の支援金等を支給
内灘町	復興まちづくり推進課	076-286-6753	町独自の支援金等を支給
志賀町	危機対策課	0767-32-9321	
宝達志水町	健康福祉課 被災者支援総合窓口	0767-28-5506 0767-29-8230	町独自の支援金等を支給
中能登町	住民窓口課 危機管理課	0767-72-3132 0767-74-1137	町独自の支援金等を支給
穴水町	復興推進課	0768-52-0934	町独自の支援金等を支給
能登町	復興推進課	0768-62-8529	